

平成29年度 静岡県立大学大学院学生 国際学会発表支援事業 実施要項

1 目的

この事業は、本学大学院に在籍する学生の国際学会における発表を奨励し、学生の学術研究活動の国際化の推進を図ることを目的とする。

2 応募資格

本学大学院に在籍する正規学生で、指導教員の推薦を受け、海外で開催される国際学会で自ら研究発表を行う者（ただし、学生本人が休学期間中に行う学会発表は適用対象外とする。）

※博士（後期）課程の学生及び博士後期課程を設置していない研究科の修士2年の学生を優先する。

※社会人大学院学生、日本学術振興会の特別研究員など、専念義務のある大学院学生は支援対象から除外する。

3 支援の内容

国際学会参加に要する旅費の一部を支援する。

支援額は、学会の開催地により次のとおりとする。

- (1) ヨーロッパ・アメリカ・アフリカ・オセアニア地域の場合：8万円
- (2) アジア地域の場合：4万円

4 支援対象

平成29年4月1日から平成30年3月31日までに海外で開催される国際学会への参加を支援の対象とする。

※出国日は平成29年4月1日以降であること。

帰国日は平成30年3月31日以前とし、報告書の提出期限も同様とする。

※申請日から遡った学会発表も支援対象とする。

5 申請受付期間

[第1回募集] 申請受付期間：平成29年7月10日(月)～平成29年8月1日(火)

[第2回募集] 申請受付期間：平成29年10月13日(金)～平成29年10月31日(火)

6 申請手続

支援を希望する者は、「申請書(様式1)」に以下の書類を添付し、指導教員の推薦及び研究科(院)長・学府長の確認を得た後、教育研究推進部広報・企画室に提出する。

[添付書類]

当該申請にかかる学会の開催通知、プログラムの写し(学会名、学会開催場所、日程、発表者として申請者の氏名が確認できるもの。)

※申請時にプログラムが間に合わない場合は、アブストラクト(発表要旨原稿)の写しを添付すること。

※他機関から同種の支援を受ける場合又は奨学寄附金・科学研究費助成金などの外部資金による経費の負担がある場合は、その内容が確認できる書類を添付すること。支援の対象としないこともあるので事前に相談すること。

7 審査及び決定

申請内容について、学長が審査の上、予算の範囲内で支援対象者を決定する。審査結果については、「決定通知書(様式2)」により、当該支援金の給付を決定された者(以下「給付決定者」という。)に通知するとともに、研究科長又は学府長あて通知する。

8 報告書の提出

給付決定者は、帰国後3週間以内（学会発表が給付決定前の場合は決定通知後2週間以内）又は平成30年3月31日のいずれか早い時期までに、指導教員の推薦及び研究科（院）長・学部長の確認を得た「報告書（様式3）」を教育研究推進部広報・企画室へ提出する。

提出の際は、ホームページ掲載用のデータファイル（公式サイト ニュース&トピックス掲載依頼様式（学部・研究科・附属機関用））を別途研究科長又は学部長及び教育研究推進部広報・企画室へ提出する。

9 支援額の給付

(1) 給付決定者は、報告書に以下の支払証拠書類を添付する。

[添付書類]

航空運賃見積書（空港諸税等を含む）

航空運賃領収書（空港諸税等を含む）

搭乗券往復半券（チケット）

パスポートのコピー（入出国の記録のあるページ及び写真ページ）

旅費行程表（国内経路）（様式4）

※添付がない場合は給付を受けられないので注意すること。

往路と復路が異なる場合は別途理由書を添付すること。

(2) 学長は、報告書及び添付書類の内容を確認の上、適当と認める場合には、給付決定者が別途指定する口座への振込により支援額を給付する。

10 注意事項

(1) 給付は1人につき1年度1回限りとする。

(2) 学会発表は、学生がファーストオーサーであることを原則とする。やむを得ず教員がファーストオーサーとなるときは、1演題につき1人の発表についても対象とする。

(3) 申請書の記載及び添付書類に不備があるものは受理しない。

(4) 学会発表の報告は、本学ホームページ等で公開する。

(5) 給付決定の後に給付要件に該当しなくなった場合（学会発表をしなかった場合等）は、速やかに理由を付して学長に届け出ること（様式5）。

(6) 給付決定後に給付要件に該当しないことが判明したとき、又は提出期限までに報告書を提出しないときは、当該給付の決定を取り消す（様式6）。

(7) 申請に当たっては、開催国・地域の治安や安全性について事前に確認すること。

11 問合せ先

広報・企画室（担当：服部） 054-264-5103